

# 静岡茶輸出生産拠点選定実施要領

## 第1 趣旨

静岡茶の輸出を促進していくためには、輸出に取り組む茶工場の代表者を中心に輸出生産拠点を作ること、輸出茶産地を見える化し、きめ細やかな支援を講じていくことが必要である。また、茶工場代表者と茶生産者が一丸となって品種及び栽培体系の転換を推進することで、県内全体での輸出拡大を図っていくことが重要である。

こうした目的の下、輸出需要に応じて継続的に輸出に取り組む茶工場及び茶生産者を「輸出生産拠点」として選定し、公表するため、その選定手続きを定める。

## 第2 定義

- (1) この要領において「茶工場」とは、生葉を荒茶に加工して販売する食品事業者のことをいう。
- (2) この要領において「流通販売業者」とは、県内の茶工場又は茶生産者から茶を購入して販売する茶商工業者等のことをいう。
- (3) この要領において「輸出生産拠点」（以下「拠点」という。）とは、輸出に取り組む茶工場及び茶生産者によって組織され、拠点化計画を作成し、輸出生産の拠点として選定されたものをいう。
- (4) この要領において「拠点化計画」とは、輸出に取り組む茶工場の代表者が売り先の流通販売業者等と連携して、輸出需要に応じた茶を安定的に生産できるように、輸出用の茶葉がどのくらい必要かを県内の茶生産者に対して明確にするための計画のことであって、第3に掲げる選定基準の全てを満たし、かつ、農林事務所が受理したものをいう。

## 第3 選定基準

拠点の選定基準は、拠点化計画において、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

### (1) 茶工場要件

- ア 輸出実績のある流通販売業者又は海外実需者との取引があること
- イ 新規で一定の量の荒茶の販売及び生葉の仕入れができること
- ウ 今後10年以上継続的に輸出に取り組む予定であること
- エ 計画に参画する茶生産者の技術指導の体制を作ること

### (2) 計画要件

- ア 輸出向け茶園の拡大目標があること
- イ 輸出向け茶園の拡大又は輸出向け茶の生産量の拡大に向け、5年間の計画を立てること
- ウ 拠点化計画に参画した茶生産者が改植を行う場合、「やぶきた」以外の品種を選択すること
- エ 施設や設備の導入計画を作成すること

## 第4 応募及びヒアリング

- (1) 拠点化計画の応募は、所定の事項を記入した拠点化計画応募様式（別紙第1号様式）及び添付書類（以下「応募書類」という。）を応募する茶工場の所在地を管轄する農林事務所に提出して行うものとする。
- (2) (1)の応募書類について、応募する茶工場の所在地を管轄する市町、農業協同組合及び農林事務所並びにお茶振興課は、ヒアリングを行う。

## 第5 拠点化計画の受理及び公表

第4の(2)により応募書類の内容が適正と認められる場合は、応募のあった茶工場の所在地を管轄する農林事務所は拠点化計画を受理する。

拠点化計画が受理され、拠点として選定された茶工場（以下「拠点茶工場」という。）の名称をお茶振興課は県ホームページに掲載し、公表する。

## 第6 拠点化計画の変更

拠点茶工場は、拠点化計画を変更する場合は、所在地を管轄する農林事務所長に別紙第2号様式を届け出るものとする。

## 第7 拠点茶工場の役割

拠点茶工場は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 拠点に参画する茶生産者に対し、拠点化計画の実行のため技術指導を行うとともに、また、県からの情報を参画者に周知する。
- (2) 次に掲げる項目の毎年4月から3月分までの実績について、別紙第3号様式により、翌年7月末までに拠点茶工場の所在地を管轄する農林事務所に報告する。
  - ア 茶種及び茶期ごとの総荒茶出荷量及びそのうちの輸出向け荒茶出荷量並びに輸出向け荒茶販売額
  - イ 流通販売業者等における茶種及び茶期ごとの輸出货量、輸出販売額及び輸出先国
  - ウ 輸出用茶園面積の拡大計画
  - エ 輸出用茶園の内訳（自己所有農地及び借地の前年比増減面積の計画及び実績報告）
- (3) 拠点化計画提出の5年後に、拠点化計画を更新する。
- (4) 農林事務所等から求めがあった場合はヒアリング等に協力する。

### 附 則

この要領は、令和6年12月17日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和7年4月24日から適用する。

### 附 則

この改正は、令和8年3月3日から適用する。